

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第9号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「需要の額」の次に「に10分の11を乗じて得た額」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。